

財 関 第 538 号
平成 20 年 5 月 12 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長 青山 幸恭

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく
一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて」
の一部改正について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部
を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号)の施行に伴う所要の整備を行うため、
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原
体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて(平成 19 年 5 月 30
日付財関第 710 号)」の一部を別紙のとおり改正し、平成 20 年 5 月 12 日から実
施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
 (平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p data-bbox="190 327 1057 391">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p data-bbox="134 507 1079 574">標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があったので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p data-bbox="134 595 257 630">別 添</p> <p data-bbox="161 726 414 758">財務省関税局長 殿</p> <p data-bbox="817 762 1075 794">厚生労働省健康局長</p> <p data-bbox="161 837 996 901">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p data-bbox="134 981 1079 1125">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 20 項及び第 21 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されているところです。</p> <p data-bbox="134 1129 1079 1236">このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとしたので、特段の配慮をお願いします。</p>	<p data-bbox="1160 327 2027 391">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p data-bbox="1108 507 2049 574">標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省健康局長から依頼があったので、平成 19 年 6 月 1 日からこれにより実施されたい。</p> <p data-bbox="1108 595 1232 630">別 添</p> <p data-bbox="1135 726 1388 758">財務省関税局長 殿</p> <p data-bbox="1792 762 2049 794">厚生労働省健康局長</p> <p data-bbox="1135 837 1966 901">感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて</p> <p data-bbox="1108 981 2049 1197"><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 106 号）の施行により、改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 19 項及び第 20 項に規定する一種病原体等及び二種病原体等については、感染症法第 56 条の 4 及び第 56 条の 12 の規定に基づき輸入が規制されることとなります。</u></p> <p data-bbox="1108 1201 2049 1340">このため、一種病原体等及び二種病原体等の輸入通関の際における取扱いについて、別添「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」によることとし、平成 19 年 6 月 1 日から実施することとしたので、特段の配慮をお願いします。</p>

新旧対照表

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく一種病原体等及び二種病原体等の通関の際における取扱いについて
 (平成 19 年 5 月 30 日財関第 710 号)】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別 添</p> <p style="text-align: center;">「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」</p> <p>1 定義 本取扱要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。 (1) 「一種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 20 項に規定する一種病原体等をいう。 (2) 「特定一種病原体等」とは、一種病原体等のうち、試験研究が必要な一種病原体等として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 10 年政令第 420 号。以下「政令」という。)で定めるものをいう。 (3) 「特定一種病原体等所持者」とは、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって、特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる者として厚生労働大臣が指定した者をいう。 (4) 「二種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 21 項に規定する二種病原体等をいう。</p> <p>2 ~ 4 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">別 添</p> <p style="text-align: center;">「感染症法に係る病原体等の通関の際における取扱要領」</p> <p>1 定義 本取扱要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。 (1) 「一種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 19 項に規定する一種病原体等をいう。 (2) 「特定一種病原体等」とは、一種病原体等のうち、試験研究が必要な一種病原体等として感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令(平成 10 年政令第 420 号。以下「政令」という。)で定めるものをいう。 (3) 「特定一種病原体等所持者」とは、国又は独立行政法人その他の政令で定める法人であって、特定一種病原体等の種類ごとに当該特定一種病原体等を適切に所持できる者として厚生労働大臣が指定した者をいう。 (4) 「二種病原体等」とは、感染症法第 6 条第 20 項に規定する二種病原体等をいう。</p> <p>2 ~ 4 (同左)</p>